

「合併時まで調整する」として確認された合併協定項目の調整結果について

(目 次)

1	商工・観光関係事業	
(1)	計量検査事業	1
2	交通関係事業	
(1)	交通安全活動	2
(2)	市・町民交通傷害保障	3
3	上水道事業	
(1)	浄水施設の維持管理	4
4	社会教育事業	
(1)	体育施設管理運営	5
5	文化振興事業	
(1)	歴史資料館運営事業	6
6	その他の事業（市・町民褒章制度）	
(1)	市・町民褒章制度	7

	部会名				産 業
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-14	24-14	24-13	24-12	24-12
協定項目	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業
分類	計量検査事業	計量検査事業	計量検査事業	計量検査事業	計量検査事業
高松市の現況	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)</p>				
各町の現況	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりについては、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 41件 67台 大型はかり 3件 4台 (H14年度実績)</p> <p>3 検査会場 役場本庁及び塩江・上西支所</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりは、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 78件 130台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場(3カ所) 役場、浅野公民館、大野公民館</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回実施。大型はかりについては、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 58件 174台 大型はかり 3件 3台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 役場</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月頃実施、大型はかりについては、香川県により直接実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 42件 118台 大型はかり 3件 3台 (H14年実施実績)</p> <p>3 検査会場 中央公民館</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりは、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 35件 111台 大型はかり 3件 3台 (H16年度実績)</p> <p>3 検査会場 役場、大島青松園</p>
調整案	高松市の制度を適用する。	高松市の制度を適用する。	高松市の制度を適用する。	高松市の制度を適用する。	高松市の制度を適用する。
対応策	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 塩江町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 香川町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 国分寺町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 香南町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 庵治町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。
調整結果	従来と同様の検査会場3カ所で実施する。	従来と同様の検査会場3カ所で実施する。	従来と同様の検査会場1カ所で実施する。	従来と同様の検査会場1カ所で実施する。	従来と同様の検査会場2カ所で実施する。
備 考					

	部会名				土 木
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-17	24-17	24-16	24-15	24-15
協定項目	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業
分類	交通安全活動	交通安全活動	交通安全活動	交通安全活動	交通安全活動
高松市の現況	(街頭交通指導の実施主体等) 交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。				
各町の現況					(街頭交通指導の実施主体等) 年2回商工会・農協・漁協・婦人会・PTAが実施している。小学校・中学校・幼稚園の登校時に交通指導員が実施している。
調整案					高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>街頭交通指導の実施方法等</u> については、 <u>庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。</u>
対応策					高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>街頭交通指導の実施方法等</u> については、 <u>庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。</u>
調整結果					庵治町において街頭交通指導の体制を整え、関係者に対し、高松市が交通安全指導者研修会を実施する。
備 考					

	部会名				土 木
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-17	24-17	24-16	24-15	24-15
協定項目	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業
分類	市・町民交通傷害保障	市・町民交通傷害保障	市・町民交通傷害保障	市・町民交通傷害保障	市・町民交通傷害保障
高松市の現況	(保険期間) 毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)				
各町の現況	(保険期間) 毎年11月1日から 翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)	(保険期間) 毎年11月1日から 翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)	(保険期間) 毎年11月1日から 翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)	(保険期間) 毎年11月1日から 翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)	(保険期間) 毎年11月1日から 翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)
調整案	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u>
対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>香川町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u> なお、香川町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>国分寺町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u> なお、国分寺町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>香南町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u> なお、香南町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>庵治町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。</u> なお、庵治町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。
調整結果	塩江町が、継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間については、平成16年11月1日から平成17年10月31日までとする。	香川町が、継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間については、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとする。	国分寺町が、継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間については、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとする。	香南町が、継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間については、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとする。	庵治町が、継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間については、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとする。
備考					

				部会名	水道
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-18	24-18	24-17	24-16	24-16
協定項目	上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業
分類	浄水施設の維持管理	浄水施設の維持管理	浄水施設の維持管理	浄水施設の維持管理	浄水施設の維持管理
高松市の現況	浄水施設：①浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3カ所 ②配水池 5カ所 維持管理体制：浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制。浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。				
各町の現況	浄水施設： ①浄水場 後川、一ツ内浄水場の2カ所 ②配水池11カ所 維持管理体制： 浄水場は自動化、無人運転。浄水場・配水池等の点検は、職員1名が半日で実施。 (施設の点検、残留塩素の測定。) 11カ所の配水池、ポンプ場の情報は、テレメータで後川浄水場へ送り、異常警報は役場宿直室で受け取る。異常時は、宿直者から担当者へ連絡して対応する。 (ポンプの故障、配水池の水位低下、雷による機器故障が多い。)				
調整案	塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図る。				
対応策	<u>塩江町の浄水施設の維持管理については、浅野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託等による維持管理体制について、合併時まで調整する。</u>				
調整結果	浄水施設等の維持管理は浅野浄水場の担当とし、施設運転管理は外部委託とする。				
備考					

				部会名	教育
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-22	24-22	24-21	24-20	24-20
協定項目	社会教育事業	社会教育事業	社会教育事業	社会教育事業	社会教育事業
分類	体育施設管理運営	体育施設管理運営	体育施設管理運営	体育施設管理運営	体育施設管理運営
高松市の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・庭球場 (管理運営) (財)高松市スポーツ振興事業団に委託 ・グラススキー場 該当なし。 				
各町の現況				<ul style="list-style-type: none"> ・庭球場：香南町営テニスコート (管理運営) 香南地域振興有限会社に委託 ・グラススキー場 (設置主体：香川県) (管理運営) 嘱託職員1名、臨時職員4名。県から委託、職員の給与等管理業務を行う。 	
調整案				<p>高松市の制度に統一する。 香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>	
対応策				<p>高松市の制度に統一する。 香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 <u>町営テニスコート及びグラススキー場の管理運営方法については、合併時までに調整する。</u> 河川敷運動場の管理運営については、現行のとおりとするが、委託料は支出しないものとする。</p>	
調整結果				<p>町営テニスコートの管理運営については、現在の委託先である香南地域振興有限会社との協議が調い、平成17年10月1日から町の直営となることから、高松市の制度に統一する。 グラススキー場については、所有者である香川県との協議が調い、平成17年11月1日から管理運営を香川県へ返還する。</p>	
備考					

				部会名	文化
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-23	24-23	24-22	24-21	24-21
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業
分類	歴史資料館運営事業	歴史資料館運営事業	歴史資料館運営事業	歴史資料館運営事業	歴史資料館運営事業
高松市の現況	<p>〔高松市歴史資料館〕 使用料 (倉庫作業棟内研修室) 該当なし。</p> <p>観覧料等 (常設展示) ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) ・小人(中学生以下) 無料 ※団体観覧の取扱い 20名以上は2割引 (特別展示) 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 (減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>				
各町の現況			<p>〔讃岐国分寺跡資料館〕 使用料 (倉庫作業棟内研修室) ・大人 400円/時間(時間外の使用は5割増し) ・小人 200円/時間(時間外の使用は5割増し) ※ 老人会の使用については、減免措置を講じている。</p>	<p>〔香南町歴史民俗郷土館〕 観覧料等 (常設展示) 無料 (特別展示) 無料(条例では、徴収することができることとなっている。) (減免対象者) 該当なし。</p>	
調整案			<p>高松市の制度に統一する。 讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。 ただし、観覧料等については、団体観覧の取扱いを除き、現行のとおりとする。</p>	<p>高松市の制度に統一する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整するものとする。</p>	
対応策			<p>高松市の制度に統一する。 讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。 観覧料等については、現行のとおりとする。 ただし、団体観覧の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。 倉庫作業棟内研修室の使用料については、現行の大人の料金に統一するものとし、老人会の減免措置の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p>	<p>高松市の制度に統一する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整するものとする。</p>	
調整結果			老人会の減免措置については、現行のとおりとする。	観覧料等については、現行のとおりとする。	
備考					

				部会名	総務
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-24	24-24	24-23	24-22	24-22
協定項目	その他の事業 (市・町民褒章制度)	その他の事業 (市・町民褒章制度)	その他の事業 (市・町民褒章制度)	その他の事業 (市・町民褒章制度)	その他の事業 (市・町民褒章制度)
分類	市・町民褒章制度	市・町民褒章制度	市・町民褒章制度	市・町民褒章制度	市・町民褒章制度
高松市の現況	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り顕彰し、市の公の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰など、事後の待遇措置を設けている。 (根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p> <p>※参考〈市・町政功労賞〉</p> <p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者は、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。 (根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20名程度表彰</p>				
各町の現況		町の発展に著しい功績があり、町民の誇りとして等しく敬愛を受ける者に対し、名誉町民の称号を贈り顕彰し、事後、町が主催する式典等への招待、その他町長が必要と認める待遇又は特典が設けられている。 (根拠) 香川町名誉町民条例 (名誉町民数) 2名(1名は故人)			
調整案		高松市の制度に統一する。 香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。			
対応策		香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。 香川町の町政功労者については、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。			
調整結果		高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じる。			
備考					